

国内経済要録

準備預金制度の答申

金融制度調査会は、昨年7月以降、わが国における新たな通貨調節手段として創設せらるべき支払準備制度に関する検討を続けてきたが、2月21日、大蔵大臣に対し「準備預金制度に関する答申」を行つた。

その主な内容は、次の通りである。

- (1) 名称は「準備預金制度」とする。
- (2) この制度は通貨量の調節を図るものとすべきであつて、預金支払準備の要素を加味しない。
- (3) 対象金融機関の範囲は、銀行その他の金融機関とするが、運用上当面は全国銀行程度を予定する。
- (4) 対象預金は、定期積金を含む総預金とする。
- (5) 準備預金の内容は、無利子の本行預け金とする。
- (6) 法定の準備率は、最高限（10%）のみを設け、最低限は設けない。
- (7) 準備率は、定期預金および要求払預金に区分することができるが、当面はこの区分を設けないのが望ましい。

また準備率は、金融機関の種類、規模、所在地などによつて区分することができる。

- (8) 預け金および預金の計算は、1か月間における平均残高をとる。ただし計数整理の便宜上、両者の期間は若干ずらすことが適当である。
- (9) 預け金の不足額に対しては、本行基準割引歩合の日歩1銭高程度の金額を徴収する。
- (10) 準備預金制度の運用は、公定歩合政策、公開市場操作とともに、本行において行うのが適当である。ただし法制化にあたり、現行法制との調和を図るためやむをえないならば、暫定的に大蔵大臣に消極的権限を保有させることが考えられる。
- (11) この制度の創設に当つては、公定歩合政策、公開市場操作を一層有効に行いよう努力するとともに、この三者が調和をもつて運営されるよう配慮すべきである。
- (12) この制度が通貨調節の実効を挙げるためには、財政面において健全性が維持されるとともに、国庫の対民間収支の時期的調整について制度の検討が行われることが望ましい。

昭和32年度地方財政計画

自治庁は28日、昭和32年度の地方財政計画を発表したが、計画策定の基本方針は次の5点である。

- (1) 国税の減税と地方税制の改正に伴う地方財源の減収分を極力補填し、自然増収の確保につとめた（地方税、地

方譲与税、地方交付税の3税で前年度比1,004億円の増収）。

- (2) 事業税、住民税を中心に地方税制を改正し（ただし現行21%の住民税率は33年度26%、34年度以降28%へ引上げ）、地方税負担の合理化をはかつた。
- (3) 一般会計分の地方債は520億円で、前年度比190億円縮減（前年度は一般会計分のほか、退職手当債60億円、借替債80億円があつた）し、才入構成の是正をはかつた。
- (4) 普通建設事業費、維持補修費などを増額し、地方行政水準の確保につとめた。
- (5) 公営企業金融公庫を設置し、公営企業の公募地方債消化の円滑化（資金の貸付、公営企業債の発行など）をはかつた。

なお最近の地方財政は、30年度決算において単年度黒字を計上したが、さらに31年度は財政再建債の発行（30年度90億円、31年度330億円）に加え、大幅の自然増収もあつて単年度黒字はもちろん、累積赤字額の著減も予想されるなど、一応著しい好転傾向を示しているが、これも結局好況の所産とみるべき面が多く、これに対し32年度計画についても、自然増収と中央財政支出とを中心とした収入増加分の過半が、給与費など固定的支出増大に充てられているなど、問題点は決して解消されたわけではない。

昭和32年度地方財政計画

(単位、億円)

区 分		31年度	32年度	前年度比 増・減(Δ)
才 入	地 方 税	3,977	4,605	628
	地 方 譲 与 税	236	297	60
	地 方 交 付 金	1,628	1,944	316
	国 庫 支 出 金	2,778	2,956	178
	地 方 債	715	520	Δ 195
	雑 収 入	1,123	1,140	17
	計	10,457	11,461	1,004
才 出	消 費 的 経 費	6,746	7,287	540
	(給 与 費)	(4,029)	(4,436)	(407)
	公 債 費	624	767	143
	維 持 補 修 費	177	258	81
	投 資 的 経 費	2,774	2,982	208
	(公 共 事 業 費)	(1,735)	(1,892)	(157)
	そ の 他	136	167	32
計	10,457	11,461	1,004	

外国為替引当貸付の利子歩合を変更

本行は、連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替

引当貸付の利子歩合を、二度にわたり日歩5毛ずつ引下げて日歩1銭1厘に改め(引下げ前1銭2厘)、外国為替公認銀行の手形買取日が2月14日以降のもの、および2月28日以降のものを引当とする貸付分からそれぞれ実施した。

資金運用部による市中保有債券の買入れ

大蔵省では、金融引締り傾向に対処し、財政資金の民間還元をはかるとの既報の方針(1月号参照)に基き、第2回分として2月20日、市中手持金融債120億円の買入れを前回と同じ条件で実行した。

東京銀行に預入の大蔵大臣名義英ポンド通知預金金利および邦銀11行に預入の英ポンド外貨預金金利を引下げ

2月7日、英蘭銀行が公定歩合を引下げたのに伴い、同日ロンドン所在銀行も、英ポンド通知預金金利を従来の年利3.5%から年利3%に引下げたので、大蔵省では2月14日以降、東京銀行に預入の大蔵大臣名義英ポンド通知預金金利、および同行を除く他の為替銀行11行に預入の英ポンド外貨預金金利を、それぞれ年利3.5%から年利3%に引下げることにした。

外国為替銀行の現地貸付およびユーザンス金利についての申合せ

甲種外国為替公認銀行は2月13日、標記対顧客金利につき次の申合せを行った。

- (1) 現行英ポンド現地貸付金利(年利6%)は、ロンドンにおける市中貸付金利に比し低率であるので、今回の英ポンド諸金利の引下げに追随する引下げを行わないこと。また英ポンドユーザンス金利(一般レート年利7.4%、サービスレート年利6.9%)は、最近一部外銀筋にクレジットライン縮小、あるいはリファイナンス金利引上げの動きがあるので、さしあたり引下げを行わないこと。
- (2) 米ドル現地貸付金利(一般レート年利5%、サービスレート年利4.75%)については、最近の資金需要の増加および米国市中金利などを考慮してそれぞれ0.25%方引上げ、一般レート年利5.25%、サービスレート年利5%とすること。

乙種外国為替公認銀行に英ポンドの保有を許可

大蔵省はさきに(28年10月)、乙種外国為替公認銀行に対し米ドルの保有を認めたが、為替取引の円滑化と採算関係の改善を図るため、今般さらに英ポンドの保有を許可することとなった。しかし運用上、上記英ポンドの保有は英ポンド為替取扱実績の多い上位8行に限り、またその勘定開設先は在日外銀を除く甲種外国為替公認銀行の国内店舗に限定し、外為会計との直取引は先物、直物とも認めない。また、海外コルレス取引および自己名義の輸入信用状の発行ができないことも従来通りである。

日・英貿易取決めの締結

昨秋来、ロンドンにおいて交渉中の日英貿易会談は、2月26日妥結調印された。新貿易取決めは、昨年10月から本年

9月末までの1か年間における日本と英本国および植民地との間の貿易規模および品目を規定したもので、概要次の通り。

1. 日本と英本国および植民地との貿易計画額は下表の通りで、輸出入とも前回(1955年10月)取決額よりそれぞれ約36百万ポンドを増加した。

日本の対英本国輸入	31.5百万ポンド
" 対植民地 "	69.0 "
小 計	100.5 "
英本国の対日輸入	27.7 "
植民地の "	140.0 "
小 計	167.7 "

貿易規模の拡大に伴い、日本からの輸出商品としてOGL(包括輸入許可制)に冷凍魚、冷凍果実、養殖真珠、はつか脳、トマトケチャップ、食用ゼラチンなど600品目が、また日本の輸入商品として自動車用安全ガラス、ダンブトラック、麦芽などがそれぞれ追加された。

2. 従来の取決めにおける次のような日本側の一方的義務規定は撤廃された。

- イ、外貨予算におけるポンド支払分の確認(コミット)。
- ロ、取決期間中にポンド地域から取得したポンド貨は同地域への支払に充当する規定。
- ハ、輸入保証金のポンド域最恵国待遇。
- ニ、砂糖と羊毛輸入に関するロンドン市場の無差別待遇。

3. 日本側は、ポンド収支の均衡を回復するために、英国の日本からの輸入についてOEEC諸国に準ずる待遇を与えるよう要求したが、英国側は国際収支の悪化や日本の輸出競争力などを理由としてこれを認めず、前記のようにOGL適用品目を増加するにとどまった。

4. 従来の日英会談においては、常にスターリング地域全体との貿易規模をどうするかが重要な問題であった。しかし今回の取決めでは、自治領諸国はすでに独立国として独自の貿易政策をもつて日本と直接交渉する立場にあることを英国側が主張したため、総合的収支にはふれず、日本と英本国および植民地との間の個別的な取決めに終った。このことは英連邦内部の政治的、経済的変化によつて、英本国の統制力が漸次後退しつつあることを物語るものとして注目される。

5. 英国側より支払協定を廃止したい旨の申入れがあつたが、これに関する討議は本会談と別個に行うこととして、支払協定の有効期間を本年3月末まで延長した。英国側の主張する廃止理由は次の通りである。

- イ、現在英国政府の方針は、双務的支払協定を排して多角的国際決済を促進する点にあり、日英支払協定の存続はIMFの精神にも反すること。
- ロ、支払協定が廃止されても、日本と振替可能勘定諸国とのポンド振替は自由に行うこと。